

令和3年度山形県中小企業パワーアップ補助金 (経営強靱化支援事業) 公募要領

県内中小企業・小規模事業者のパワーアップによる県内経済の活性化に向け、中小企業・小規模事業者がポストコロナを見据えて行う「デジタル化」や「SDGsの推進(環境負荷低減)」に資する設備投資等の取組みを後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本補助金において「設備投資」とは、補助事業の主たる部分(補助対象経費の1/2以上)が「機械装置・システム構築費」に該当する取組みをいいます。(機械装置・システム構築費の詳細については、本公募要領中「4 補助対象経費」を参照してください。)
- ◇ 本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択(補助金を受け取れないこと)や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 通常枠(補助率1/2)とは別に、補助率を引き上げたコロナ克服枠(補助率2/3)を設け、新型コロナウイルスの影響を受けながらも新たな取組みを行う中小企業・小規模事業者を手厚く支援します。なお、コロナ克服枠については、新型コロナウイルスの影響で売上が10%以上減少している事業者が対象です。
- ◇ 補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となり、補助金を受け取ることはできません。
- ◇ 補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 本事業の申請に際しては、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「事業計画確認書(様式4)」を添付のうえ、申請いただく必要があります。
- ◇ 小規模事業者の持続的な発展を重点的に支援する観点から、小規模事業者の取組みを優先的に採択します。
- ◇ 「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。

1 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

なお、本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

| | 定 義 | 補助金額 |
|--------|--|--------------------------|
| 中小企業 | 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者（但し、下記に掲げる小規模事業者を除く。） | 20万円～200万円以内 |
| 小規模事業者 | 常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者 | 10万円～100万円以内 【優先採択あり】 |

※ 中小企業に該当する場合は20万円以上200万円以内、小規模事業者に該当する場合は10万円以上100万円以内での補助金申請となります。

※ 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

【中小企業者】

| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|--|---------------|--------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常勤従業員数 |
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。） | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| その他の業種（上記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |

【組合関連】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

※ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

但し、以下に該当する場合は対象外となります。

- 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
- 中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
- 本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合
- その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

2 補助対象事業の類型及び補助率等

●事業類型

| 事業類型 | 内容 |
|---------------------------|---|
| デジタル化 推進型 | <p>テレワークやウェブ会議等による働き方改革や新しい生活様式を徹底した経済活動支援の観点から、中小企業・小規模事業者が実施するデジタル化の推進に資する事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リモートワークやワーケーションを可能とするテレワーク環境の整備 ● 非対面型・非接触型サービスのためのキャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入 ● モバイルオーダーやオンライン予約、インターネット販売等に係るシステム構築 ● AIやIoT等の技術を活用した遠隔操作システムの導入 ● 業務効率化や生産性向上を目的とした在庫管理システムの導入 </div> |
| ポストコロナ 対応（環境負 荷低減）型 | <p>企業が生産する製品の省エネ化や生産活動に直結する原材料のエコ素材への早急な転換等を促進する観点から、中小企業・小規模事業者が実施する「環境負荷低減」を目的としたSDGsの推進に資する事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【補助対象となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境性能が高い（省エネルギー、再生可能エネルギー）製品の製造に必要な部材を加工するために必要な設備の導入 (例：省エネ家電の製造に必要な難削材の加工に適した高性能加工機の購入) ● 製品の原材料を環境に優しい素材に転換するために必要な製造機械の導入 (例：環境に優しい代替素材の加工に適した製造機械の導入) ● 資源リサイクルに関する製品の製造に必要な設備の導入 ● これまで廃棄していた食品を有効活用し新たな商品を販売するために必要な設備の導入 </div> |

| | |
|----------|---|
| ～ 前頁続き ～ | <p>※ 但し、以下の取組みは補助対象外となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象外となる取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境性能に優れた設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池や木質バイオマス発電機器等、再生可能エネルギー等設備の導入 ・省エネ性能の高い設備の導入 ・工場内の作業環境を改善するためのエアコンの導入 など ●単なる生産力強化のための設備の増強（新たな生産方式の導入による生産の効率化や新たな販路開拓に取り組む場合のみ対象） ●研究開発を目的とし、量産及び販売等の目途が立っていない場合 </div> |
|----------|---|

●補助率・補助金額・補助対象経費（デジタル化推進型、ポストコロナ対応（環境負荷低減）型共通）

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 補助率 | [通常 枠] 1 / 2 以内 [コロナ克服枠] 2 / 3 以内【売上減少要件あり】 |
| 補助金額 | 中小企業 20 万円～200 万円以内【賃上げ要件あり】 小規模事業者 10 万円～100 万円以内【優先的に採択】 ※通常枠、コロナ克服枠共通 ※補助金の額は千円未満切捨てとします。 |
| 補助対象経費 | 機械装置・システム構築費、委託・外注費、借料、使用料 |

※ 要件の詳細については、必ず「3 補助対象事業の要件」をご確認ください。

3 補助対象事業の要件

- 各事業類型（デジタル化推進型、ポストコロナ対応（環境負荷低減）型）に応じて、「2 補助対象事業の類型及び補助率等」の「●事業類型」欄に掲げる要件に合致する取組みであること。
- 県外に本社等を有する事業者の場合、山形県内の事業所において実施する取組みであること。
- 補助金申請額が、中小企業については20万円以上、小規模事業者については10万円以上となる取組みであること。
- コロナ克服枠（補助率2 / 3）への申請の場合、直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

【参考：比較対象月の考え方（例）】

| 直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月 | コロナ以前の同3ヶ月の例 |
|--|---|
| 2021年2月 } 2021年4月 } の合計売上高 2021年5月 } | 2019年2月（又は2020年2月） } 2019年4月 } の合計売上高 2019年5月 } |

※ 任意の3ヶ月は、必ずしも連続した3ヶ月でなくても構いません。

※ 上の例の場合、比較対象月（コロナ以前の同3ヶ月）について、2020年2月、2019年4月、2019年5月のように、年が異なっても構いません。

- 中小企業が申請する場合、以下の要件を満たしていること。
 - ◆ 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定すること
 - ① 事業計画期間内において、給与支給総額を年率平均1%以上増加
但し、被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均0.7%以上増加
※被用者保険の任意適用とは、従業員規模51名～500名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることをいいます。
 - ② 事業計画期間内において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+20円以上の水準にする
 - ③ 事業計画期間内において、事業者全体の付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）を年率平均2%以上増加
 - ◆ 上記①及び②を満たす賃金引上げを従業員に表明し、同意を得ること

※ 事業計画期間中又は事業計画終了時点において上記目標を達成できなかった場合でも、補助金の返還は求めません。

※ 小規模事業者については、上記要件を満たさない場合でも申請は可能ですが、ポストコロナを見据え、当該要件を満たす事業計画の作成に努めてください。

4 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・ 社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・ 補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・ 以下の経費区分に該当するもの

| 経費区分 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 機械装置・システム構築費 【必須】 | ① 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具の購入等に事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築に要する経費 ③ ①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費 ※ <u>パソコンやタブレット端末、スマートフォンなど、汎用性が高い機械装置は対象外となります。（別添「補助対象経費早見表」参照）</u> ※ 「改良・修繕」とは、本事業で購入した機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。 ※ 「据付け」とは、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。 |
| 委託・外注費 | 事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費 |
| 借料 | 事業の遂行に必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 ※ 契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。 |

| | |
|-----|--|
| 使用料 | 事業の遂行に必要なツール、クラウドサービス等の利用料として支払われる経費 ※ 契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。 |
|-----|--|

- ※ 申請にあたっては、設備投資（補助対象経費の1/2以上が「機械装置・システム構築費」に該当）を行う必要があります。
- ※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」をご確認ください。

但し、補助対象となるのは、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り。

また、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

5 補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和4年2月10日（木）まで

※ この期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払いを行い、またその全てを完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後30日以内、または令和4年2月18日（金）のいずれか早い日まで

6 応募手続き

(1) 応募受付先

山形県中小企業パワーアップ補助事業（経営強靱化支援事業）事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内

TEL：023-647-0360 FAX：023-647-0362

(2) 応募期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月13日（金）まで

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日午後5時必着）

なお、様式1、様式2及び様式3については、御協力いただける場合は、郵送とあわせてWordデータの提出もお願いいたします。（メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。）

※ メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。

<送付先メールアドレス> : power-up@dewazi.or.jp

(4) 提出書類【4部】

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/powerup/index_r3.html）

| 提出書類 | 備考 |
|--|-------------------------------|
| ① (様式1) 事業計画申請書 | 全員必須 |
| ② (様式2) 事業計画書 | 全員必須 |
| ③ (様式3) 提出書類等確認書 | 全員必須 |
| ④ (様式4) 事業計画確認書 ※認定支援機関(商工会・商工会議所等)が発行した確認書を提出してください。 | 全員必須 |
| ⑤ 決算書 ※法人は直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表、個人事業主は直近2年間の確定申告書(コピー可)を提出してください。 | 全員必須 |
| ⑥ 入手価格の妥当性及び経費の調達先を証明できる書類の写し ※有効期間内の見積書など、価格と調達先がわかる資料を提出してください。 | 全員必須 |
| ⑦ コロナ以前に比べて売上高が減少※したことを示す書類の写し ※直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること 例)申請に用いる月の売上がわかる確定申告書第一表の写し、売上台帳の写し、試算表の写し等 | コロナ克服枠(補助率2/3)への申請の場合必須 |
| ⑧ (様式5) 賃金引上げ計画の表明書 | 中小企業の場合必須 |
| ⑨ 特定適用事業所該当通知書の写し | 被用者保険の任意適用に取り組む中小企業による申請の場合のみ |

(5) 書類作成上の留意点

- ① 用紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け(ホッチキス止め不可)、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名を記入してください。
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるかまたは別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

7 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、ポストコロナを見据えたデジタル化や「環境負荷低減」を目的としたSDGsの推進に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します(予算の範囲内での補助金の交付決定となります)。

審査のポイント

【経営分析】

- ・ 自社の特徴（強みや課題）や経営状況の分析が的確に行われているか
- ・ 自社の強みを踏まえた経営方針や目標・今後のプランが立てられているか

【事業計画】

- ・ 自社の課題を解決するために有効な取組みとなっているか
- ・ 市場ニーズを考慮した取組みとなっているか
- ・ 取組みの効果や目標に具体性があるか
- ・ 補助事業として行う新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入がウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取組みになっているか・他社をリードする先進的な取組みとなっているか

【積算】

- ・ 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか

【その他：加点項目】

- ・ 小規模事業者が行う取組みの場合、加点

【その他：減点項目】

- ・ 過去に「山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金」の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、事業計画認定結果（採択又は不採択）を文書で通知します。

認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等をHP上で公表します。

8 スケジュール（予定）

| | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 公募開始 | ： | 令和3年7月 5日（月） |
| 申請受付期間 | ： | 令和3年7月12日（月）～ 令和3年8月13日（金） |
| 採択者決定・公表 | ： | 令和3年9月下旬頃 |
| 補助金の交付申請・交付決定 | ： | 令和3年9月下旬以降 |

※ 補助金の交付決定の日以降に事業計画書に基づく事業（必要な設備の発注等）を開始してください。

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

9 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約、納品・完了・検収、支払い等、事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

10 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和4年2月10日（木）までとなります。補助金の対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りです。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

山形県中小企業パワーアップ補助事業（経営強靱化支援事業）事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内
TEL 023-647-0360

URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

山形県産業労働部中小企業・創業支援課企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135・2359